平成２１年（フ）第１４１９号
千葉市若葉区桜木北２丁目10番10号
債務者　徳光　良秀
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４３１号
千葉県八千代市村上888番地10
債務者　江口慎一郎
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４５４号
千葉県船橋市坪井町736番地18
債務者　飯田　明子
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４５８号
千葉県市川市新田４丁目５番12号　シャトー水谷102号
債務者　田中　将之
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４６４号
千葉県船橋市前原西８丁目24番８号　前原荘101号
債務者　今井　泰子
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４６７号
千葉県浦安市弁天３丁目２番３－３号
債務者　兼広　輝昭
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４６９号
千葉県船橋市丸山２丁目41番２号
債務者　佐藤　貴子
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４８２号
千葉県船橋市大穴北４丁目21番19号
債務者　池田　育子
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５１０号
千葉県市川市下新宿11番５―206号　メゾンド・サンセール
債務者　山寺　　愛
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５２号
福井県小浜市遠敷６丁目704番地
債務者　中溝ニワ子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２１年（フ）第３４８号
長野県松本市寿台３丁目11番Ｅ－８号市営住宅
債務者　阿部　瑞希
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第３３７８号
名古屋市緑区大高町字紺屋町20番地
債務者　鈴木ゆかり
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６７４号
名古屋市中川区かの里２丁目701番地　県営包里住宅３棟502号
債務者　神原　梨奈
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７１６号
兵庫県姫路市飾磨区山崎465番地２
債務者　長澤　徳明
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第７１７号
兵庫県姫路市飾磨区山崎465番地２
債務者　長澤かおる
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第７５２号
兵庫県姫路市城見台２丁目1111番地370、従前の住所青森県青森市大字矢田前字本泉５番地44
債務者　伊丸岡陽子
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８５１号
兵庫県姫路市西庄甲254番地11、従前の住所兵庫県宝塚市鹿塩２丁目13番21―202号
債務者　白拍子浩二
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部